

所管事項調査に関する資料

目次

ページ

源泉徴収票の金額誤り及び誤送付について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------------------------------------	---

教 育 委 員 会
総 務 部
平 成 3 0 年 2 月

源泉徴収票の金額誤り及び誤送付について

1 経過

教育委員会に、学校歯科医のA氏から源泉徴収票の金額に誤りがある旨の連絡があった。

教育委員会は源泉徴収を取りまとめる人事課に源泉徴収票の修正を依頼したが、誤ってA氏と同じ姓であり診療所名が類似しているB氏の分を人事課に依頼した。

人事課は依頼を受けB氏の本額の確認を行ったところ、金額に誤りがあることが発覚した。

人事課がB氏の源泉徴収票を修正し、教育委員会がB氏の源泉徴収票をA氏に送付した。

その後、人事課は当該源泉徴収票の本額の誤りを受け、教育委員会がA氏と同じ日に支払った他の方の分についても合わせて確認を行ったところ、源泉徴収票に反映していなかったことが発覚した。

2 誤りの件数及び対応

源泉徴収票の誤り 100件

誤送付の件数 1件

源泉徴収票の誤りがあった方については、正しい源泉徴収票を渡し済み

誤送付の源泉徴収票は回収済み

3 再発防止

(1) 源泉徴収票の本額の誤りについて

源泉徴収票の本額に反映する処理及び反映後の確認を怠っていたため、チェックリスト等により事務処理手順を漏らすことのないよう確実に実施し、再発防止に努める。

(2) 誤送付について

本人確認を住所・氏名・生年月日により確実にを行うとともに、送付する際には再度確認する。